

## 本市個人情報保護制度の見直しに伴う本市情報公開制度の見直し について（報告）

総務部総務管財室

### 1. 個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の見直しの必要性

#### (1) 和泉市情報公開条例における不開示情報に係る規定の改正

本市における個人情報保護条例に規定される開示請求と情報公開条例に規定される情報公開請求等に係る不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されているが、改正個人情報保護法が適用されるようになるとその規定ぶりが異なることとなる。

#### (2) 和泉市情報公開審査会の和泉市情報公開・個人情報保護審査会への統合に係る規定の改正

現行の情報公開条例には情報公開審査会に係る規定があるが、令和5年4月から情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に統合する場合は、これらの規定が不要となる。

### 2. 本市における情報公開制度の見直しの方向性

#### ○上記（1）について

国において、改正個人情報保護法と国の情報公開制度に係る法律である「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されていることから、情報公開条例第6条の規定を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定に合わせる一部改正を行う。

#### ○上記（2）について

情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に統合する場合は、現行の情報公開条例第13条の2に規定される審査請求等の諮問先を「和泉市情報公開・個人情報保護審査会」に改める改正を行うとともに、それ以外の審査会に関する規定（第14条～第21条）を削る改正を行う。

### 3. スケジュール

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例と同様に、令和4年12月議会に提案し、令和5年4月1日施行とする。

4. 和泉市情報公開条例の現行と改正素案の比較について

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 情報の公開（第5条—第12条）</p> <p>第3章 審査請求等（<u>第13条・第14条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第15条—第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（公開しないことができる公文書）</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p><u>（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 情報の公開（第5条—第12条）</p> <p>第3章 審査請求等（<u>第13条—第21条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第22条—第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（公開しないことができる公文書）</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p><u>（1）法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報及び主務大臣等の指示により、公開してはならないとされている情報</u></p> <p><u>（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報</u></p> <p><u>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u></p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p><u>より又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p><u>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p><u>(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた</u></p>	<p><u>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要であると認められるもの</u></p> <p><u>エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</u></p> <p><u>(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>イ 人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報</u></p> <p><u>ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの</u></p> <p><u>(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは</u></p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p><u>同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p><u>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(5) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若し</u></p>	<p><u>将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの</u></p> <p><u>(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</u></p> <p><u>(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u></p> <p><u>(8) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</u></p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p><u>くは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 公にすることで、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p>（審査会への諮問等）</p> <p><u>第14条</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>（審査会への諮問等）</p> <p><u>第13条の2</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>という。）は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><u>（情報公開審査会）</u></p> <p><u>第14条</u> 前条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて審査をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>和泉市情報公開審査会</u>を置く。</p> <p>2 <u>審査会は、前項に規定する審査のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。</u></p> <p>3 <u>審査会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>4 <u>前3項及び次条から第22条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>（審査会の調査権限）</u></p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
	<p><u>第15条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定（第9条第1項の決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。</u></p> <p><u>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>（意見の陳述）</u></p> <p><u>第16条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</u></p>

和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
	<p>2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</u>  <u>（意見書等の提出）</u></p> <p><u>第17条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u>  <u>（委員による調査手続）</u></p> <p><u>第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p>



和泉市情報公開条例（改正素案）	和泉市情報公開条例（現行）
<p>第15条～第19条</p>	<p><u>（提出資料の閲覧等）</u>            第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。            この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p><u>（調査審議手続の非公開）</u>            第20条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p><u>（答申等）</u>            第21条 審査会は、第13条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第22条～第26条</p>